マーシャル諸島共和国　平成二十年六月八日
大韓民国　平成二十一年二月二十一日
ガーナ共和国　平成二十二年七月二日
ナイジェリア連邦共和国　平成二十二年十月三十一日

二　オランダ王国政府は、前記の議定書の受諾書を平成二十年九月二十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十年十月二十四日にオランダ王国について効力を生じた。

（平成二十年一月二十四日付け、同年三月十二日付け、同年五月十二日付け、平成二十一年一月二十六日付け、平成二十二年六月九日付け、同年十月四日付け及び平成二十年九月三十日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月十四日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四十一号

平成二十三年二月一日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　東博史在モーリタニア大使

モーリタニア側　シディ・ウルド・ターハ経済・開発大臣

平成二十三年二月十四日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四十二号

平成二十二年七月一日にブラジリアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十三年一月十九日に効力を生じた。

平成二十三年二月十四日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ブラジル連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とブラジル連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百九十一億六千九百万円（一九、一六九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、サンパウロ州沿岸部衛生改善計画（Ⅱ）（以下「計画」という。）をブラジル連邦共和国の関係法令に従ってブラジル連邦共和国において実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、サンパウロ州上下水道会社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・八パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が下水管網の公害対策関連部分に対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年二・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、ブラジル連邦共和国政府によって保証される。ただし、保証の承認のためのブラジルの国内手続の完了を条件とする。

4　(1)　借款は、ブラジルの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　4(1)に規定する生産物又は役務は、ＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達される。

6　両政府は、それぞれの国の関係法令の範囲内で、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してブラジル連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、外国人についてのブラジルの関係法令に基づき、作業の遂行のためブラジル連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ブラジル連邦共和国政府は、借入人が借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してブラジル連邦共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税の支払の義務を負うことを確保するために必要な措置をとる。

9　ブラジル連邦共和国政府は、施行されているブラジルの関係法令により、借入人が次の義務に従うことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びブラジル連邦共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　ブラジル連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、予算企画管理省国際局を通じて、次のものを提供する。

(1)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(2)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、前記の了解がブラジル連邦共和国政府にとって受諾可能な場合には、この書簡及び前記の了解をブラジル連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その本文が閣下の返簡の日付の日に真正かつ最終的なものとなること並びにその合意がブラジルの上院が2(1)に規定する借款契約及び3に規定する保証を承認した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月一日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　島内憲

ブラジル連邦共和国

外務大臣

セルソ・ルイス・ヌーネス・アモリン閣下

（ブラジル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解がブラジル連邦共和国の了解でもあることを同国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その本文がこの返簡の日付の日に真正かつ最終的なものとなること並びにその合意がブラジルの上院が2(1)に規定する借款契約及び3に規定する保証を承認した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月一日にブラジリアで

外務大臣

セルソ・ルイス・ヌーネス・アモリン

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　島内憲閣下